大和市基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予防サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月22日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第36号

大和市基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予 防サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

大和市基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予防サービス事業者の登録等に関する規則(平成12年大和市規則第1号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

大和市基準該当事業者の登録等に関する規則

第1条中「又は」を「、」に改め、「基準該当介護予防サービス」という。)」の次に「又は法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援(以下「基準該当介護予防支援」という。)」を加える。

第2条中「ほか、法」の次に「において使用する用語」を加え、同条中第1号から第3号までを 削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、第8号及び第9号を削り、 同条に次の1号を加える。

(5) 指定介護予防支援基準条例 大和市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準 を定める条例(平成26年大和市条例第29号)をいう。

第4条第6項中「特例居宅介護サービス費基準額」の次に「(基準該当居宅サービスについて法第41条第4項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当居宅サービスに要した費用(居宅サービス基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護に要した費用については、施行規則第61条第1号イからハまでに該当する経費を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当居宅サービスに要した費用の額)をいう。)」を加える。

第8条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け 出ている場合であって、当該基準該介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護 予防サービス計画の対象となっているとき。

第8条第6項中「特例介護予防サービス費基準額」の次に「(基準該当介護予防サービスについ

て法第53条第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が 現に当該基準該当介護予防サービスに要した費用(介護予防サービス基準条例第113条第1項に 規定する基準該当介護予防通所介護に要した費用については、施行規則第84条第1号イからハま でに該当する経費を除く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当介護予防サービスに要した費 用の額)をいう。)」を加える。

第21条を第24条とし、第20条を第23条とする。

第19条中「第15条」を「第18条」に改め、同条を第22条とする。

第18条の見出し中「基準該当居宅介護支援事業者」を「基準該当支援事業者」に改め、同条各 号列記以外の部分中「基準該当居宅介護支援事業者」の次に「又は基準該当介護予防支援事業者 (以下「基準該当支援事業者」という。)」を加え、同条中「第5条」の次に「又は第9条」を加 え、同条第1号中「とき」の次に「又は基準該当介護予防支援事業者が、基準該当介護予防支援事 業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、指定介護予防支援基準条例に規定する基準又 は員数を満たすことができなくなったとき」を加え、同条第2号中「基準該当居宅介護支援事業者」 を「基準該当支援事業者」に改め、「関する基準」の次に「又は指定介護予防支援基準条例に規定 する基準該当介護予防支援の事業の運営に関する基準」を、「適正な基準該当居宅介護支援」の次 に「又は基準該当介護予防支援」を加え、同条第3号中「特例居宅介護サービス計画費」の次に 「又は特例介護予防サービス計画費」を加え、同条第4号中「基準該当居宅介護支援事業者」を 「基準該当支援事業者」に、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第5号中「基 準該当居宅介護支援事業者」を「基準該当支援事業者」に改め、同号本文中「基準該当居宅介護支 援事業所」の次に「若しくは基準該当介護予防支援事業所(以下「基準該当支援事業所」とい う。)」を加え、「第16条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号ただし書中「基準該当居 宅介護支援事業所」を「基準該当支援事業所」に改め、同条を第21条とし、第17条を第20条 とする。

第16条第1項中「又は特例介護予防サービス費」を「、特例介護予防サービス費又は特例介護 予防サービス計画費」に、「若しくは基準該当介護予防サービス事業所」を「、基準該当介護予防 サービス事業所若しくは基準該当介護予防支援事業所」に改め、同条を第19条とする。

第15条第1項各号列記以外の部分中「及び基準該当介護予防サービス事業者」を「、基準該当介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防支援事業者」に、「又は基準該当介護予防サービス」を「、基準該当介護予防サービス又は基準該当介護予防支援」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 基準該当介護予防支援 第17条第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に掲げる事項 第15条を第18条とし、第14条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(基準該当介護予防支援事業者に係る登録の申請)

- 第17条 第9条の規定により基準該当介護予防支援事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した基準該当居宅サービス事業所等登録申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
 - (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
 - (4) 事業所の平面図
 - (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
 - (6) 当該申請に係る事業の開始時の利用者の予定数
 - (7) 運営規程
 - (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - (11) 他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容
 - (12) その他登録に関し必要と認める事項

第13条を第15条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の2条を加える。

(基準該当介護予防支援の事業を行う者の登録)

- 第9条 特例介護予防サービス計画費の支給は、居宅要支援被保険者が、基準該当介護予防支援の 事業を行う者としてこの規則の規定に基づく登録を受けた者(以下「基準該当介護予防支援事業 者」という。)により行われる基準該当介護予防支援を受けた場合に行うものとする。
- 2 前項の登録は、基準該当介護予防支援の事業を行う者の申請により、基準該当介護予防支援を 行う事業所(以下「基準該当介護予防支援事業所」という。)ごとに行う。

(基準該当介護予防支援事業者に対する特例介護予防サービス計画費の支給)

第10条 基準該当介護予防支援事業者が、あらかじめ特例介護予防サービス計画費の代理受領に係る申出書を提出しているときは、当該基準該当介護予防支援事業者は、当該基準該当介護予防支援事業者から基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届出をし、かつ、その被保険者証に法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載がなされていない居宅要支援被保険者が、当該基準該当介護予防支援事業者から基準該当介護予防支援を受けたときは、当該居宅要介護被保険者の委任により、当該居宅要支援被保険者が支払うべき当該基準該当介護予防支

援に要した費用について、特例介護予防サービス計画費として当該居宅要支援被保険者に対し支 給されるべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し特例介護予防サービス計画 費の支給があったものとみなす。
- 3 基準該当介護予防支援事業者は、基準該当介護予防支援その他のサービスの提供に要した費用 につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、領収証を交付しなけ ればならない。
- 4 前項の領収証には、基準該当介護予防支援について、居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、特例介護予防サービス計画費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、 当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
- 5 基準該当介護予防支援事業者は、特例介護予防サービス計画費の支払を受けるにあたっては、 法第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準及び指定介護予防支援基準条例に規定する基準該当介護予防支援に関する基準に照らして市長の審査を受けるものとする。
- 6 市長は、基準該当介護予防支援事業者からの請求に対する審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。

別表中「第20条」を「第23条」に改め、同表第1号様式の項中「第9条、第10条、第11条、第12条、第13条及び第14条」を「第11条から第17条まで」に改め、同表第2号様式の項及び第3号様式の項中「第15条」を「第18条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。